

能登半島地震による被災住宅の修繕等支援を実施

－市民の安全安心と早期の災害復旧をサポートします－

令和6年能登半島地震により、燕市内の建物等には一部破損が生じ、ブロック塀や石灯籠等の倒壊により道路通行を妨げるなど市民の生活に支障をきたす事態となっています。こうした状況を踏まえ、市民の負担軽減と早期の復旧を支援するため、住家等の修繕や、倒壊した、もしくは倒壊の危険性のあるブロック塀、石灯籠等の撤去費用に対する支援策を1月12日より実施します。

【令和6年能登半島地震にかかる支援策の概要】

支援制度	住宅リフォーム助成事業	ブロック塀等撤去費助成事業
予算額	5,000万円	2,000万円
申込期間	令和6年1月12日～3月28日	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・燕市に住所のある個人 ・工事対象住宅等の所有者または所有者の3親等以内の親族 <small>※所有者が企業・法人等や親族以外の場合対象外</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の所有者（個人、法人は問いません） ・ブロック塀等の所有者の3親等以内の親族
補助対象工事	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で①～③の条件を全て満たすもの ①地震により損壊した住家及び非住家を修繕する工事 <small>※非住家：空き家、併用住宅の店舗等の部分、別棟の車庫・倉庫等</small> ②市内登録施工業者に発注した工事 <small>（やむをえない場合は市外業者も可）</small> ③対象工事費が税込11万円以上 <small>※すでに発注済みの工事も対象になります</small>	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で①～②の条件を全て満たすもの ①下記の撤去工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等 ・石灯籠等の組積工作物 ②市内業者に発注した工事 <small>（やむをえない場合は市外業者も可）</small> <small>※すでに発注済みの工事も対象になります</small>
補助内容	〈補助率〉対象工事費の2分の1 〈補助上限額〉〈住家〉 20万円 〈非住家〉 10万円 <small>※住家、非住家あわせて1世帯あたりの上限20万円（申請は1回まで）</small>	〈補助率〉対象工事費の2分の1 〈補助上限額〉上限額 10万円 <small>※申請は同一敷地で1回まで</small>
問合せ先	営繕建築課 建築指導係 電話：0256-77-8282	

※1月中は土日の臨時窓口も開設します。（午前9時～午後4時まで）



本件についてのお問い合わせ先
 都市整備部 営繕建築課：宮島
 電話：0256-77-8282（直通）

令和6年能登半島地震にかかる各種窓口を開設しています

<p>●相談窓口の開設 災害に関する相談全般を受け付けます。 ■防災課 電話：0256-77-8381</p>	<p>●ブルーシートの配付 地震により住んでいる住家に被害を受け、応急措置を必要とする市民の方にブルーシートを配付します。 ※状況写真（スマホ画面可）の提出が必要です。 ■防災課 電話：0256-77-8381</p>
<p>●罹災証明書等の交付申請受付 罹災（被災届出）証明書の交付申請の受付をしています。 ・罹災証明書は、市による認定調査が必要です。 ・被災届出証明書は、状況写真（スマホ画面可）の提出が必要です。（当日発行） ■税務課 電話：0256-77-8148</p>	<p>●災害ごみの処理の相談 崩れた瓦・ブロック塀等のがれき処理の相談を受け付けます。 ※受付時に被災届出証明書の提出が必要です。 ■生活環境課 電話：0256-77-8167</p>

【相談窓口の相談件数】 ※1月6日～8日の連休中の相談内容

	罹災証明等の 交付申請受付	ブルーシート 配布	災害ごみの 処理	被災住宅の修繕 やブロック塀の 撤去等	その他	計
来庁	170件	9件	55件	47件	－	281件
電話	35件	1件	24件	32件	7件	99件
計	205件	10件	79件	79件	7件	380件
主な相談内容	壁の損壊、屋根等家屋の補修、ブロック塀倒壊、罹災証明書の発行、屋根瓦の始末について など					